

# 入札公告

不動産鑑定評価業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成21年10月30日

福島県会津若松建設事務所長 遠藤 光一

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 09-01-12 不動産鑑定評価業務 一式
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 平成21年11月25日から同年12月24日まで（30日間）
- (4) 履行場所 入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のア又はイの条件を満たす不動産鑑定業を営む者であること。
  - ア 福島県知事の登録を受けている者であること。
  - イ 国土交通大臣登録を受けている者であつて、福島県内に主たる事務所を有する者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(2)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

- (1) 提出期間 平成21年10月30日（金）から11月13日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所 郵便番号965-8501  
福島県会津若松市追手町7番5号  
福島県会津若松建設事務所総務部総務課  
電話番号0242-29-5410
- (3) 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成21年11月13日（金）午後5時まで必着とする。

## 4 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項等を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先  
福島県会津若松建設事務所総務部総務課（福島県会津若松市追手町7番5号）
- (2) 入札及び開札の日時 平成21年11月24日（火）午前10時00分
- (3) 入札及び開札の場所  
福島県会津若松合同庁舎新館2階大会議室（福島県会津若松市追手町7番5号）

(4) その他 郵便による入札は、不可とする。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項第各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県会津若松建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 8 その他

(1) 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

平成21年10月30日付け公告第09-01-12号  
『不動産鑑定評価業務』に係る一般競争入札

## 入札説明書

福島県会津若松建設事務所

## 目 次

番 号	内 容	ページ
1	入札説明書（本文）	1～6
2	別記1、別記2（福島県財務規則抜粋）	7～9
3	様式1 不動産鑑定評価業務一般競争入札参加資格確認申請書	10
	様式2 不動産鑑定評価業務一般競争入札参加資格確認通知書	11
	様式3-1 入札書	12
	様式3-2 見積書	13
	様式4 委任状	14
	様式5 不動産鑑定評価業務一般競争入札出席届	15
	様式6 不動産鑑定評価業務一般競争入札仕様書等に関する質問書	16
	様式7 不動産鑑定評価業務一般競争入札仕様書等に関する回答書	17
	様式8 入札保証金納付免除申請書	18
4	不動産鑑定評価業務契約書（案） 契約書本文・別記	※閲覧用「切 抜設計書」に 添付

# 入札説明書

この入札説明書は、「不動産鑑定評価業務」について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件業務委託契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県会津若松建設事務所長 遠藤 光一

2 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

09-01-12 不動産鑑定評価業務 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成 21 年 1 月 25 日から平成 21 年 1 月 24 日まで

(4) 履行場所

大沼郡会津美里町穂馬地内 路線名 会津高田、上三寄線

3 契約条項を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先

郵便番号 965-8501

福島県会津若松市追手町 7 番 5 号

福島県会津若松建設事務所総務部総務課

電話 0242-29-5410

FAX 0242-29-5413

4 入札に参加する者に必要な資格

(1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 次のア又はイの条件を満たす不動産鑑定業を営む者であること。

ア 福島県知事の登録を受けている者であること。

イ 国土交通大臣登録を受けている者であって、福島県内に主たる事務所を有する者であること。

5 入札に参加する者に必要な資格の確認

この入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、4 の

(2) に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

(1) 提出期間 平成 21 年 1 月 30 日（金）から 1 月 13 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

- (2) 提出場所 郵便番号 9 6 5 - 8 5 0 1  
福島県会津若松市追手町 7 番 5 号  
福島県会津若松建設事務所総務部総務課  
電話番号 0 2 4 2 - 2 9 - 5 4 1 0
- (3) 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成 2 1 年 1 1 月 1 3 日 (金) 午後 5 時まで必着とする。

## 6 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 入札及び開札の場所  
福島県会津若松市追手町 7 番 5 号  
福島県会津若松合同庁舎本館 1 階会議室
- (2) 入札及び開札の日時  
平成 2 1 年 1 1 月 2 4 日 (火) 午前 1 0 時

## 7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの若しくは支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第 249 条第 1 項各号（別記 1）のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。（※財務規則第 249 条第 1 項第 1 号の入札保証保険契約により入札保証金の免除を希望する者は、平成 2 1 年 1 1 月 1 3 日 (金) 午後 5 時までに、入札保証金納付免除申請書（様式 8）を総務課経理担当へ提出すること。）

## 8 開札等

- (1) 開札は、上記 6 で指定する場所及び日時で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は次の書類確認を受けるものとする。  
ア 一般競争入札参加資格確認通知書（入札参加者が本書又は写しを持参する）  
イ 一般競争入札出席届  
ウ 委任状
- (3) 入札者で入札保証金を納付する者は、入札保証金を納付した領収書を提示すること。
- (4) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (5) 開札の結果、予定価格の範囲内となる入札金額での入札者がいないときは、直ちにその場において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (6) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、再度入札に付することがで

きるものとする。

## 9 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望するものは、福島県会津若松建設事務所長から提出した書類に関する説明を求められた場合は、開札日の前日までの間において、それに応じなければならない。

## 10 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、上記2の(1)の入札を希望する件名について、指定の入札書（様式3-1）に上記2の(1)の件名を記載し、上記6に指定する日時及び場所へ提出すること。
- (2) 入札書を提出する場合は、封書に入れて密封し、かつ、封皮に次の事項を記載すること。
  - ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称）
  - イ [11月24日開札 「件名（記載例：09-01-12 不動産鑑定評価業務一式）」の入札書在中]
- (3) 入札書には、別封として次の書類を添付しなければならない。
  - ア 委任状（様式4）
  - イ 一般競争入札出席届（様式5） 全員：開札日の出席者
  - ウ 入札保証金納付免除関係書類  
開札日に入札保証保険証券原本を提示すること。（証券原本は返却しないので留意すること。）
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
  - ア 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
  - イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。
  - ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

## 11 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときはこの限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

- (4) 郵送による入札は、認めない。
- (5) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (6) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
  - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は、入場できない。
  - ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (8) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (9) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書き換え、引換え又は撤回することができない。

## 12 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、当該入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

## 13 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記4の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) 郵便による入札
- (12) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

#### 14 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札を提出した者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とすることができる。

#### 15 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知をするので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

#### 16 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第 229 条（別記 2）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

#### 17 契約書等の作成

- (1) 委託契約書（別紙。以下「契約書」という。）を作成する場合には落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書（案）を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

18 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

19 契約条項  
契約書（案）及び財務規則による。

20 業務委託仕様等に関する質問及び回答

業務委託の仕様等に関して質問があるときは、下記の要領で行うこと。

- (1) 不動産鑑定評価業務委託一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式6。以下「質問書」という。）により書面で行うこととし、電話など口頭による質問は受け付けない。
- (2) 質問書の提出は、原則として上記3に示す場所へ、FAXにより送付することとし、送付の後電話で確認を取ること。
- (3) 質問書に対する回答は不動産鑑定評価業務委託一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式7）により質問者に回答するとともに、上記3の場所で閲覧に供する。
- (4) 質問の受付期間は、公告のあった日から平成21年11月6日（金）午後5時までとする。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条

1 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

(2) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であって過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。

(3) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(4) （略）

2 （略）

## 別記 2

### 福島県財務規則（抜粋）

#### （契約保証金の減免）

**第 229 条** 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 項の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号に同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 50 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の 2 倍未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (11) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (12) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

- (13) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納される時。
  - (14) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められる時。
  - (15) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められる時。
  - (16) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められる時。
- 2 前項第五号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第五号中「五十万円未満」とあるのは、「百五十万円未満」と読み替えるものとする。

様式 1

## 不動産鑑定評価業務委託 一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

福島県会津若松建設事務所長 様

(〒 ー )

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

印

代表者職・氏名

電 話 番 号 ( ー ー )

F A X 番 号 ( ー ー )

(作成担当者職・氏名 )

平成21年10月30日付け第09-01-12号で公告がありました不動産鑑定評価業務の委託一般競争入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件当を満足することを示す書類を添付して、資格の確認を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項のいずれにも該当していないことを誓約します。

注1) 申請書には下記の資格を有する者であることを示す登録証写しを添付すること。

- イ 福島県知事登録不動産鑑定業者及び国土交通大臣登録不動産鑑定業者であること。
- ロ 県内に主たる営業所（本店）を有する業者であること。

注) 後日資格確認通知書を送付しますので、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、80円切手を貼った長3号封筒をこの申請書と併せて提出してください。

様式2

## 不動産鑑定評価業務委託 一般競争入札参加資格確認通知書

建第 号  
平成 年 月 日

様

福島県会津若松建設事務所長

先に申請のありました標記の業務委託に係る入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

### 1 入札参加資格の有無

公告日及び番号	平成21年10月30日 公告 第09-01-12号
業務名称及び数量	不動産鑑定評価業務 一式
本公告に係る入札参加資格の有無	有り ・ 無し
※入札参加資格がないと認めた理由	

### 2 入札参加資格有りとした方に対する条件

- (1) 入札説明書及び仕様書に基づき入札してください。
- (2) この確認通知以降、仕様の変更は認められません。
- (3) この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

### 3 入札参加資格がないと通知された方への説明

入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

様式 3 - 1

## 入 札 書

金 額		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

業務名称及び数量      09-01-12 不動産鑑定評価業務      一式  
成果品の納入場所      福島県会津若松建設事務所  
履 行 期 間              平成21年11月25日から平成21年12月24日まで

上記のとおり入札いたします。

平成    年    月    日

住            所

商号又は名称

代表者職・氏名  
(代理人氏名及び印)

印

福島県会津若松建設事務所長      遠藤   光一      様

- 注) 1 金額の文字の頭に、¥を付すこと。  
2 再度入札の場合は、入札書の前に「再」を記入すること。

様式 3 - 2 (再入札不調時に随意契約に移行する場合)

## 見 積 書

金 額		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

業務名称及び数量      09-01-12 不動産鑑定評価業務      一式  
成果品の納入場所      福島県会津若松建設事務所  
履 行 期 間              平成21年11月25日から平成21年12月24日まで

上記のとおり見積いたします。

平成    年    月    日

住            所

商号又は名称

代表者職・氏名  
(代理人氏名及び印)

印

福島県会津若松建設事務所長      遠藤   光一      様

注) 1 金額の文字の頭に、¥を付すこと。

様式4

# 委 任 状

私は、都合により次の者を代理人と定め下記の事項を委任します。

記

平成21年11月24日に執行される「09-01-12 不動産鑑定評価業務 一式」の入札及び見積に関する一切の権限。

平成 年 月 日

福島県会津若松建設事務所長 遠藤 光一 様

委任者	住 所	
	商号又は名称	
	代表者職・氏名	印
受任者	職名又は住所	
	氏 名	印

(本件一般競争入札について、代理人が出席する場合に必要)

様式5

## 不動産鑑定評価業務一般競争入札出席届

平成 年 月 日

入札参加者 住 所  
(ふりがな)  
商号又は名称  
代表者職・氏名

印

1 公告日 平成21年10月30日

2 公告 第09-01-12号

3 出席者

(1) 代表者(個人の場合は本人)又は代理人

会社名	役職名	氏名	備考

(2) その他出席者

会社名	役職名	氏名	備考

様式6

09-01-12

不動産鑑定評価業務一般競争入札  
仕様書等に関する質問書

平成 年 月 日

福島県会津若松建設事務所長 様

質問者 住 所  
商号又は名称  
代表者職・氏名  
担当者職・氏名  
電話番号 ( - - )  
F A X ( - - )

冊子名及び 該当ページ	質 問 項 目	質 問 の 趣 旨 ・ 内 容

- 注) 1 質問書はFAXにより送信した後、必ず電話で着信の確認をすること。  
2 郵送による場合は、速達郵便によること。  
3 記載欄が不足する場合は、この書式を複写して記載すること。  
4 冊子名及び該当ページ欄には、「入札説明書」、「仕様書」等の区分とその該当ページを記載すること。  
5 回答の内容は、後日、質問担当者宛連絡するとともに、福島県会津若松建設事務所にて閲覧する。

様式7

09-01-12

不動産鑑定評価業務一般競争入札  
仕様書等に関する回答書

平成 年 月 日

様

福島県会津若松建設事務所長  
(公印省略)

質問項目	質問内容	回答

注) 質問に対する回答は、別途、福島県会津若松建設事務所でご覧する。

様式8

## 入札保証金納付免除申請書

平成 年 月 日

福島県会津若松建設事務所長 遠藤 光一 様

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

「09-01-12 不動産鑑定評価業務」に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）